

大徳寺領播磨国小宅荘

今 井 林 太 郎

一

播磨国小宅荘は、播磨灘に注ぐ揖保川と、その東を流れる林田川との間にひらけた沖積平野に設けられた荘園である。その荘域は現在は龍野市に属しているが、揖保郡の旧小宅村のうちの日飼・堂本・片山・末政・小宅北・小宅中・宮脇の七部落と、旧誉田村のうちの長真・上沖・下沖・高駄・井上・片吹の六部落を含む南北に細長い荘園であった。

この地域は七世紀の後半ごろ少宅里が置かれていたところで、渡来氏族である漢人の開いた村であるといわれている。「播磨国風土記」によると、播磨の西部には漢人をはじめ、渡来氏族によって開拓されたと伝える村が少くない。夢前川の右岸の飾磨郡漢部里は、讃岐国にいた漢人が移住して開いた村であり、大津茂川流域の揖保郡枚方里は、河内国茨田郡枚方里にいた漢人が、同郡大田里は摂津国三島上郡の大田にいた呉の勝が移^{すく}ってきて開墾した村である。少宅里も「播磨国風土記」によると、漢人の開いた村であるため、当初は漢部里とよばれていたが、漢人の族長であったと思われる川原若狭の祖父が少宅秦公の娘と結婚し、やがてその家は少宅と名乗るようになった。そして若狭の孫の智麻呂が里長に任命されたので、庚寅の年に里の名を少宅里と改めたとある。庚寅の年というのは持統天皇四年で、戸令の規定に準拠して戸籍の改編が行われた年であり、戸籍の改編と関連して里の制度の整備が行われたことが推察される。少宅里を開いた漢人は、漢の皇帝の流れを汲む渡来氏族であるといわれているが、これは後世の作りごとで、最近の研究では百濟からの渡来者であったと考えられている。また少宅秦公は、山城を中心に近江・播磨などにはびこっていた秦氏の一族で、秦の始皇帝を祖とする氏族であるようにいわれているが、これも新羅からの渡来者であるらしい。そして秦氏は播磨では揖保郡から赤穂郡にかけて繁延していたようである。⁽⁹⁾

このように少宅里は朝鮮系の渡来者たちによってかなり早くから開拓が行われたのであるが、水田を開くために、揖保川から水を導く用水溝が作られた。『播磨国風土記』には百姓が田を作るために用水溝を掘ったところ、「しただみ」が沢山でできた。この溝は後に川になり、細螺川とよぶようになったという話が載っている。細螺川が現在どの河に当るかは明らかでないが、室町時代の小宅荘の絵図に揖保川から小宅荘に水を引く堀溝河というのがあり、あるいはこれがそうであるかも知れない。用水溝の築造には相当高度な技術が必要であり、朝鮮系渡来者たちのすぐれた技術に負うところが少くなかったと思われる。

二

少宅里の地に、いつごろどのようにして小宅荘が成立したのか、その間の事情を伝える史料は全くない。現存する史料から知り得ることは、鎌倉時代の末ごろに京都の大覚寺の所領であったということである⁽³⁾。そして小宅荘の東には弘山荘が隣接し、さらにその東には有名な鶴荘があった。また西北は上揖保荘と、西南は浦上荘と境を接していた。小宅荘及びその付近の景観は、小宅荘の絵図をはじめ、弘山荘・鶴荘の絵図が残っているので、比較的よくわかる。小宅荘の絵図は大徳寺に二通保存せられていて、一通は文和三年三月に作製せられたものであり、あとの一通は年代が記されていないが、それより若干おくれた時期に作製せられたものと思われる⁽⁴⁾。弘山荘の絵図は龍野市の円尾亀次郎氏の所蔵にかかるもので、永徳二年八月に作製されたのを、天明八年に書写したものである。鶴荘の絵図は法隆寺に伝わるもので、嘉慶四年四月に作製せられ、播磨の斑鳩寺にはその写がある。

隣接する三荘園の絵図が残っているのは、全国でも珍しい例であるが、これらの荘園の絵図を見ると、いずれも整然とした条里制の地割が施されていることが注意をひく。揖保郡の条里制については、すでに谷岡武雄氏の研究があるが、文和三年三月の小宅荘の絵図に条里の引き方についての説明が記されている。もっともこの地方では条里といわずに条坊と唱えているが、⁽⁶⁾地割の尺度は条里の場合と同じである。さてその説明によると、

一、条者自_レ西立_レ之、坊者自_レ南海始_レ之、然間小宅庄者、自_二十坊_一至于十六坊_一南北四十二町也、東西者十四条十五条也、自_二西揖境_一、至_二于東弘山境_一二十二町也、

一、一坊者、三十六町也、

一、一坪者、自_二東角南角_一始_レ之、是者一坊内一坪也、一坪一町、(中略)

一、一坊内、自_二一坪_一至于卅六坪次第者、十五条十坊注_レ之

とあって、⁽⁷⁾条は西から東へ数え進み、坊は南から北へと数え進み、坊の起点は播磨灘の海ぎわである。そして坊内の坪の数え方は、十五条十坊に図示されているが、それによると次図のようになっている。通常坪の並べ方は、条の進む方向に、一ノ坪から六ノ坪へ横に進み、そして坊の

条→					
31	32	33	34	35	36
30	29	28	27	26	25
19	20	21	22	23	24
18	17	16	15	14	13
7	8	9	10	11	12
6	5	4	3	2	1

進む方向に一段あがって順次数えていくのであるが、揖保郡の場合はそうした通則に従っていない。そのため谷岡氏は小宅荘の条坊の呼称方法が、施行当時のものであるかどうかは疑問であるとしている。⁽⁸⁾

さて小宅荘は十四条および十五条の十坊から十六坊にまたがって展開しているが、その坪付を示すと、

十四条十坊 一・二・一―一四・二三―二六・三五・三六坪

十一坊 一・二・一―一四・二―二八・三三―三六坪

十二坊 一―一四・九―一六・一九―三六坪

十三坊 一―一五・一〇―一五・二二―二七・三四―三六坪

↑坊
十四坊 一―三・一〇―一五・二二―二六・三五・三六坪

十五坊 一・二・一―一四・二三―二六・三五・三六坪

十六坊 一・二・一―一四・二三―二七・三四―三六坪

十五条十坊 三―一〇・一五―二二・二七―三四坪

十一坊 三―一〇・一五―二二・二七―三四坪

十二坊 三―一〇・一六―二二・二七―三四坪

十三坊 三―一〇・一五―二二・二七―三四坪

十四坊 一―三六坪

大徳寺領播磨国小宅荘

十五坊 一―三六坪

十六坊 一―三六坪

となっている。この条坊の坪付を現在の地図の上に復原することによって、その景観を明らかにすることができる。その場合一つの手懸りとなるのは、十五条十四坊の一五ノ坪にある崇道社である。この社には川原若狭と関係の深いことを示す口碑が残っているが、現在宮脇にある小宅神社がそれである。龍野市の一万分の一の地図を見ると、小宅神社の西側を通る道路から西へ三町よったところを、東嘴崎綱干線の道路が南北に走っているが、この道路は小宅神社のある坪から西へ数えて三つ目の十八ノ坪の西側に当り、従って十四条と十五条の堺をこの道路に比定することができる。そして小宅神社の南側の道路から南へ二町へだたったところを、東西に通ずる小径が今も残っているが、これが十三坊と十四坊との境界である。そこで十四条と十五条の境界線と十三坊と十四坊の境界線を基軸にして、現在の地図の上に条坊を復原することができる。^{補註(1)}

中世の荘園でその位置なり、境域を正確に把握できるものはきわめて少ないが、小宅荘は条坊を現在の地図の上に復原することによって、その全容を知ることができる。

三

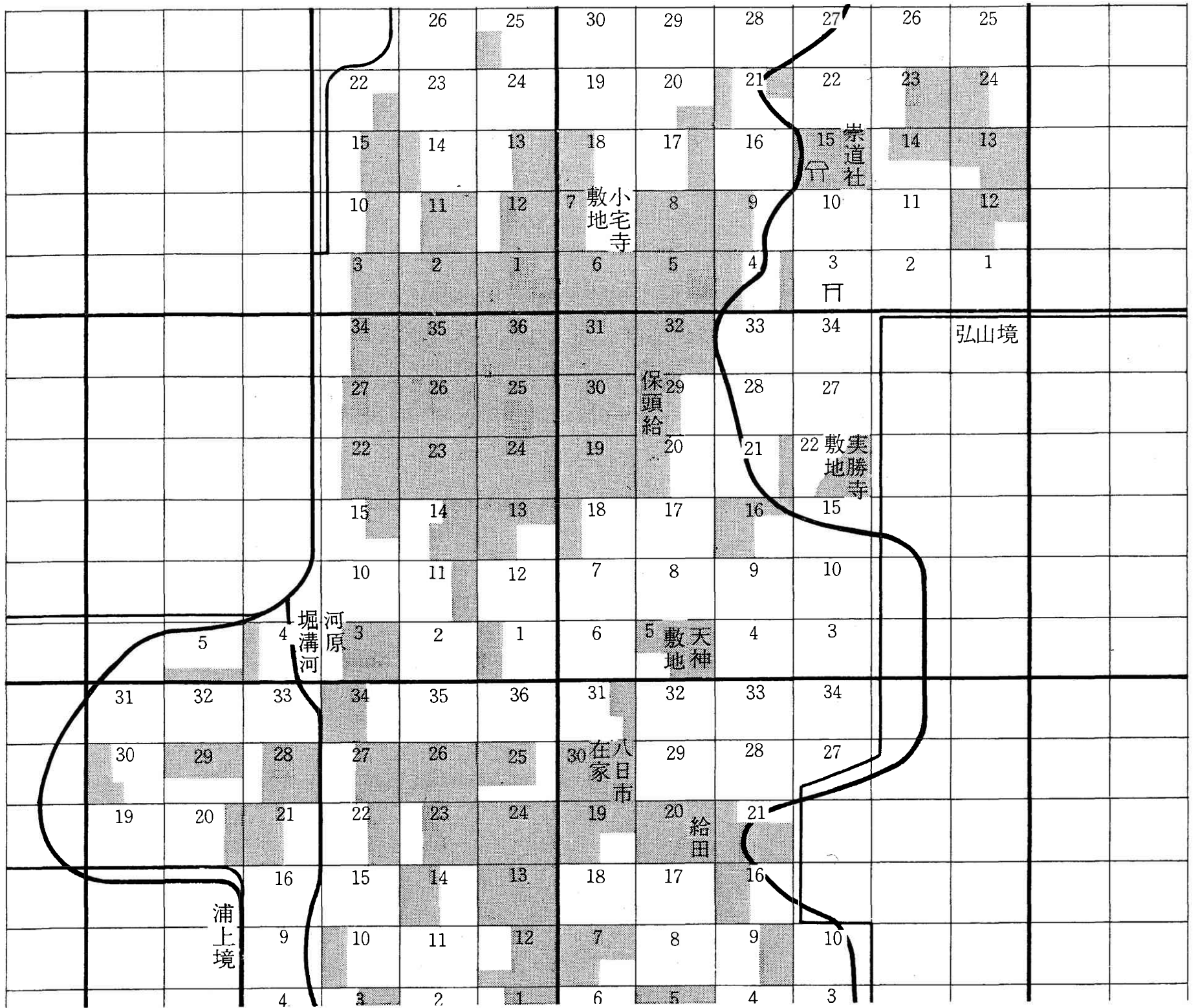
小宅荘が鎌倉時代の末ごろ、京都の大覚寺の所領であったことは、さきに指摘しておいたが、小宅荘は管理の上で、惣荘方とよばれる部分と三職方とよばれる部分とに分れていた。この三職方がどのような性格の所領であるのか、成立のいきさつなどについての史料がないのはつきりしたことはわからない。西岡虎之助氏は天皇家の後宮の所領であるという解釈を示されているが、⁽⁹⁾それについてはなほ検討の余地があるように思われる。

この小宅荘三職方が大徳寺の所領となったのは、正中二年十月のことである。正二位前権大納言であった中御門経継が、「且依^ニ帰依志^一、且為^ニ弘法興隆^一」に、次第証文を副えて大徳寺に寄進したのである。⁽¹⁰⁾大徳寺はこのころ僧宗峯妙超（大燈国師）によって創建せられたが、宗峯は花園上皇・後醍醐天皇から厚い尊信を受け、大徳寺はその祈願所として、後醍醐天皇から「本朝無双之禅苑」であるとの宸筆を賜った。⁽¹¹⁾貴族や武士のなかにも宗峯に帰依するものが少くなく、新田義貞も元弘三年十一月「依^ニ当寺帰依之志深^一」って、大徳寺に播磨国宍粟郡三方西荘を寄

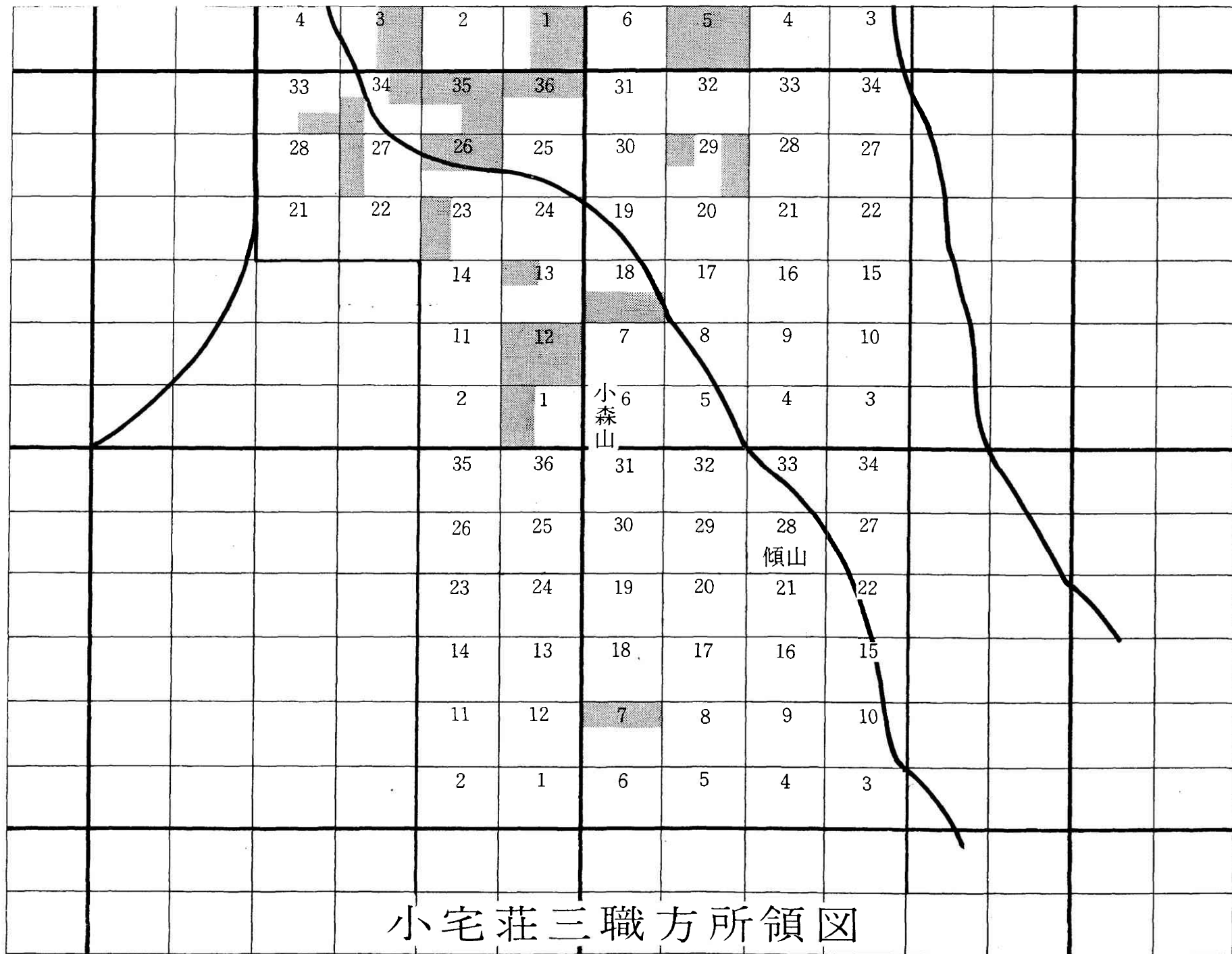
十四坊

十三坊

十二坊



十一坊
十坊



坪に数字記入部分が小宅荘領域
斜線の部分が三職方

進している。¹²⁾大徳寺を創建した宗峯は、寺の経済的基礎を固めるために、寺領の獲得に努め、帰依者たちに所領の寄進を積極的に働きかけたことであろう。宗峯に帰依していた中御門経継は、小宅荘三職方が、宗峯の出生地である浦上荘の門前村に隣接していることもあって、特にこの地を寄進することになったのであろう。さらに出身地の浦上荘については、宗峯は後醍醐天皇に申請し、元弘三年同荘の地頭職を天皇から寄進せられた。¹³⁾

大徳寺の手に移った小宅荘三職方に対して、元徳二年八月、後醍醐天皇から安堵の綸旨が下され、さらに建武元年八月、国司守護使ならびに役夫工米などの諸役を停止し、一円不輪の寺領とする旨の官宣旨が下された。¹⁴⁾こうして小宅荘三職方は大徳寺の完全な所領として確認されたのであるが、実は経継の三職方に対する領知権は、完全な領主権ではなく、その上に大覚寺が領家として存在していたのである。従って経継もっていたのは、恐らく三職方の預所職であったのではないかと思われる。ところが建武元年の官宣旨によって三職方に対する大覚寺の領家職は否認せられたことになり、事の重大さに驚いた大覚寺はさっそく既得権の侵害について、政府に訴え出た。後醍醐天皇としては小宅荘三職方の大徳寺への寄附を認め、既に官符まで出してしまった以上、いまさらそれを撤回するわけにもいかなかった。そこで大覚寺には替地を支給することにして解決をはかり、大覚寺側もこれを諒承して、ようやく落着いた。¹⁵⁾

四

大徳寺領となった小宅荘三職方が小宅荘のなかで、どのような所領配置になっていたかを絵図に示したのが、さきに触れた二通の小宅荘絵図である。両図を比較すると三職方の面積や所在の坪付などに若干の差違が認められるほかは、殆んど変りはなく、ただ後者には河や灌漑用水が記入され、小宅荘の荘境が示されているので、小宅荘の実体をより正確に把握することができる。後の絵図によると、小宅荘の総面積は約三百二十四町で、その中三職方は六十七町三反三十代で、全体の五分の一を占め、あとの四分の四が惣荘方である。しかも三職方の所領は、十四条十三坊と十五条十三坊に比較的まとまって存在する以外は、各所に散在し、惣荘方と入組んだ形になっている。一つの坪のなかで三職方と惣荘方に分割された坪も少くない。このように三職方と惣荘方とが錯綜しているために、管理の上でもなかなか面倒なことが多かった。従って惣荘方の雑掌が、三職方の所領を惣荘の中に取り込んで、所務の妨げをするようなこともおきがちであった。後醍醐天皇の庇護のもとに順調なすべ

り出しを見せた大徳寺であったが、南朝と関係の深い大覚寺の侵略に対し、大徳寺では北朝の保護を求め、光厳院から早く惣荘雜掌の妨げを止め、所務を全うするようにとの院宣が出された。¹⁷⁾

大覚寺による侵略の防止に汲々としていた大徳寺にとって、こんどは小宅荘三職方の領有を根底からゆさぶる事件がおきた。この三職方について、相伝の領主あるいは本領主であった朝昌法師の子孫と名乗る貞興という者から、返還の訴訟が光厳院庁に提起されたのである。貞興の言分によると、貞興の父祖の朝昌法師と中御門経継との間で、三職方の領知権をめぐる紛争があり、永仁五年に一応和与が成立した。その結果同年の三月及び四月に朝昌法師から経継に三職方の知行について譲状が渡されたが、経継からの四月二十八日の返契状には、三職の知行についても譲与の趣旨に相違したときは、先日の譲状は悉く返却する旨のことが書かれていた。ところがその後、正安三年に経継が奉行して三職方の公文職に関する院宣を書き下した。そのため契約を破棄し、譲状は返してもらったというのである。¹⁸⁾つまり経継には三職方についての領知権はないのだから、経継から寄進を受けた大徳寺の領有は無効であるというのである。

相伝の領主あるいは本領主と称する朝昌法師は、赤松氏の一族と考えられ、在地領主として小宅荘三職方の開発に当たったのであろう。そして経継は朝昌法師に三職方の公文職を保証するという条件で、預所職を寄進されたのではないかと思う。ところが経継がその約束を守らなかったので契約を破棄し、その譲状を取り返したというのである。そしてその譲状を貞興が院庁に提出して、三職方の知行権を主張したのである。これに対し院庁は観応元年六月裁決を下し、相伝領主の余胤である貞興の愁訴するところは十分根拠があるが、朝昌法師の自筆のものが残っていないのは、不審というべきである。他方大徳寺側は度々の勅裁を帯び、小宅荘を多年管領しているので、左右なく改動することは、すこぶる不便である。そこで三職方を折半して知行するようにと指示した。¹⁹⁾

こうして小宅荘三職方は、貞興と大徳寺との間で下地を中分して、半分ずつ領有することになったが、それを実行に移すために、三職方の所領を確認する意味で作製されたのが、さきあげた文和三年の絵図である。絵図に示されたような散在的な所領をさらに折半して領有することが技術的にもきわめて困難なことは十分察せられる。それに大徳寺としては、折角手に入れた小宅荘三職方を半分取りあげられるということは堪え難いことであった。そこで大徳寺側は南朝の支持によって三職方の保全をはかろうとした。正平七年二月三職方を大徳寺に安堵する旨の後村上天皇の綸旨が出されているのは、²⁰⁾その現れである。これに対し貞治元年十月、後光厳院は重ねて綸旨をもって、大徳寺の住持徹翁義亨に小

宅莊三職方半分を管領すべきことを伝えた。²²¹

南朝がたよりにならないことを知った大徳寺は、北朝の擁立者である室町幕府に働きかけ、その力をかりて解決をはかることにした。この策戦は功を奏し、將軍足利義詮は貞治二年十月大徳寺の義亨に、小宅莊三職方半分は武家の執奏により返付されることになったと伝えている。²²²そして十二月には播磨の守護赤松則祐に対し、小宅莊三職方半分を貞興に付されることになったのは、前の勅裁と矛盾するので、武家の奏聞を経て、返付の論旨を下された。貞宗がそれに対して抗弁しているのは沙汰の限りであるから、近日中に貞宗を退け、下地を大徳寺の雑掌に引渡し、請取を提出するようにと命じた。²²³貞宗は貞興の子か兄弟であろうと思われるが、三職方半分の引渡しは命令になかなか応じようとしなかった。しかも守護の則祐は貞宗をかばって、將軍の指示に従うことを渋った。翌年六月の則祐あての義詮の御教書には、貞宗の抗弁は沙汰の限りでない回数にわたって御教書を出しているが、則祐はその度ごとに同じ内容の請文を提出するだけで、一向に埒があかない。「守護之沙汰何様次第哉、不得_レ其意」と則祐ののりくらりとした態度を責め、近く貞宗を追出し、来月五日以前に下地を雑掌に引渡し、はっきりとした結果を報告せよ。もし貞宗が異儀に及ぶようであれば、法に任せてその身を捕え、京都へ差出せと厳命した。²²⁴ところが則祐は義詮の命令に従うわけにはいかないといって、遵行の使節を辞退してしまった。同年八月義詮はまたも御教書を則祐に下し、貞宗がたと「勇力猛勢之仁」であつても、守護人として厳密の沙汰をするのが当然の勤めであるのに、毎度同じような注進をくり返し、そのうえ貞宗をかばって遵行の使節を辞退するとは何事であるか。聞くところによると三職方押領の真の犯人は筑前入道世貞で、貞宗は表面に立たされているに過ぎないということである。もし世貞が押領しているので、斟酌しているというのであれば、その事実を正直に報告せよ。寺領の失墜は黙止し難いので、世貞の所領である丹波国の春日部莊のうち、押領分に相当する土地を、替地として大徳寺に与えることにする。もし、また世貞が実際に押領していないなら、貞宗の罪は重いので、近日中にその身を誅伐し、下地を大徳寺の雑掌に引渡せ。いずれにしても来月十五日以前にはっきりとした結果を報告せよ。もしなお緩怠すれば、使節難渋の咎は遁れ難いので、定法に任せて糺行すると、則祐の命令違背の態度を責めた。²²⁵筑前入道世貞といふのは、則祐の兄の赤松貞範のことで、入道して世貞と称したが、丹波国の春日部莊のほか、播磨の飾磨郡余部莊、宍粟郡菅野村、土萬村、揖保郡竹万村などに所領をもっていた。義詮は則祐が命令に従わないのは、兄の貞範がこの事件に関与し、貞範に対する遠慮からであるとみただけである。そして翌四年正月にも同じような趣旨の御教書を繰返し出している。²²⁶

たまたま義詮の母が貞治四年五月四日に死去したので、弔問のため赤松世貞が十四日播州から上京してきた。そこで義詮が世貞にあって直接その問題について問いただしたところ、世貞は全然関係していない旨を答えた。世貞が貞宗の行動と無関係とは思われないが、恐らく弁明に窮して貞宗に全責任を押し付けたのであらう。そこで幕府では、貞宗単独の押領であることがはっきりしたというわけで、義詮は七月二十四日則祐に対し、貞宗は違勅の咎だけでなく、度々の武命にも違背しているので、その身を召誡め、三職に至っては、近日中に大徳寺に打渡すよう命じた。²⁷⁾

世貞が手を引いたため、貞宗は形勢が次第に不利になってきたのを察して、小宅荘から逐電した。そしてその後京都に現れて、さきの沙汰は前後矛盾していると申し立てて、武家に愁状を捧げた。幕府では貞宗が罪科人の身でありながら勝手に参洛したのは、いよいよ重科遁れ難いとして、その訴えを却け、貞治五年十二月大徳寺に三職方の一円領掌を通告した。²⁸⁾

貞宗が小宅荘から退去し、三職方は大徳寺に安堵されて、一段落したかのように見えたが、実は必ずしも、そう簡単に事はすまなかった。応安四年大徳寺から本領主貞宗の余類が濫妨を働いているという訴えがあり、十月幕府は赤松則祐に対して、下地を大徳寺の雑掌に引渡し、貞宗の余類を治罰するよう命じている。²⁹⁾ また康暦元年にも飯尾又四郎というものが、三職方を違乱した事件があった。³⁰⁾ 飯尾又四郎も恐らく貞宗の余類であらうと思われる。

それから十年ほどして、嘉慶元年に元清が三職方の領有権を主張して、幕府に庭中状を提出した。庭中状というのは直訴状のことである。元清の差出した文書はすべて貞宗がかって提出したものばかりであったので、大徳寺側では、この訴訟は貞宗のしくんだもので、本人自身は誅伐されるべき身なので、代りに元清を表面に立たせたのか、あるいは元清というのは貞宗の出家した号で、貞宗本人であるかも知れないという見方をしていた。幕府では元清の庭中状は沙汰の限りであるとして却け、大徳寺に三職方の知行を全うするようにとの御教書を下している。³¹⁾

以上見てきたように、観応元年以後、大徳寺領の小宅荘三職方は、南北朝の混乱期を通じて、在地武士による侵略が執拗にくり返されたが、それを背後から支持していたのは守護の赤松則祐とその兄世貞であった。則祐にとっては將軍への忠誠よりも、在地武士の信頼をつなぎとめることの方が大事であった。この混乱期を乗り切って、領国の支配体制を固めようとする守護の生き方がよく現われている。

大徳寺側は在地武士の侵略を、幕府の權威にすがって排除しようとしたのであったが、その効果は余り期待できなかった。そのため大徳寺と

してもなんらかの対策を講ぜざるを得なかった。その意味で、応安元年十二月浦上宗寛が、大徳寺から小宅莊三職方の田地を拝領し、請文を提出していることは注意をひく。³³² 永和二年の小宅莊三職方内檢年貢目録に、除田として「浦上方三町」が記載されているが、これが宗寛の拝領の田地である。宗峯は浦上氏の出であり、浦上氏と大徳寺との関係は深かったが、浦上氏はまた赤松氏の有力な家臣でもあった。それ故大徳寺は宗貞が退去したあと、浦上宗寛に給田を与え、浦上氏の力で赤松氏の勢力と結ぶ在地武士の侵略を防ごうとしたのであらう。

五

小宅莊三職方については、その後応永三十四年三月、將軍義持から段錢以下諸公事、守護役等を免除し、永く守護使不入の地として寺納を全うすべしという御教書が出され、³³⁴ 長祿二年二月には、將軍義政から同じ趣旨の御教書が出されている。³³⁵ しかし応仁の乱が始まると、これらの御教書も反古にされ、小宅莊三職方は武士の手に抑えられた。そのことは文明六年九月浦上則宗が赤松政秀に、去る五月三十日の公方奉書によって、小宅莊三職方を大徳寺に返付されることになったので、下地を大徳寺の雑掌に引渡すようにと伝えていたことによっても知られる。³³⁶ 播磨国にあった大徳寺の末寺の徳禪寺領が、乱中兵糧料所として武士の知行に委ねられていたことから考えて、³³⁷ 恐らく小宅莊三職方も兵糧料所にあてられていたのであらう。そして十月にいよいよ寺家の代官に小宅莊三職方を引渡すことになったところ、安積兵庫助が小宅莊三職方は、公方として三宝院へ返付されたと名主・百姓に触れて、年貢公事の押領を企てようとした。このため浦上宗則は十一月、小宅莊三職方の名主百姓に、年貢公事を寺家代官に納めるよう命じ、なお異儀に及ぶ百姓があれば、一段と罪科に処することを通告している。³³⁸ 三職方の名主百姓中にも安積兵庫助と氣脈を通ずるものがあったことが察せられる。

戦乱がくり返されるなかで遠く離れた寺領を維持することは、きわめて困難であったが、その点で大徳寺が浦上則宗のような有力な後援者を持つていたことは、仕合せであった。当時、則宗は所司代として京都に留ることが多かったが、「当寺開山則宗名字人にて候つる」と述べているように、³³⁹ 宗峯が浦上氏の出であることに誇りを持ち、大徳寺には特別な好意をよせていた。年代は明らかでないが、文明年間のことである。寺領のことについて大徳寺の使として安楽寺が播磨に下向することになったが、そのとき則宗は大徳寺に次のように申送っている。「寺領については聊かの御心配も無用である。大徳寺に引き渡すようにさせるが、万一洪るようなことがあれば、自分が堅く異見を加えるから安心さ

りたい。幸い暇を得て播磨へ罷り下ることになったので、早速にも下知をする。」⁴⁰と。こうした則宗の尽力で、大徳寺の所領回復はかなり順調に進んだことであらう。小宅荘三職方を押領していた赤松政秀が、三職方を大徳寺に引渡したのも、則宗の斡旋に負うところが多かったであらう。延徳二年六月赤松政秀は薬師寺越前守宛の書状のなかで、「われわれは一向に無足なので、小宅荘三職方を押領していたが、惣国を還付されることになった。三職方については御扶持に預るよう佗言を申したく思ったが、切々と仰せ出されたので去り渡した」と述べている。⁴¹なお政秀は、三職方を返却したので、無足のわれわれはいよいよ無力になったので、御扶持を加えられるように披露をお願いすると申添えている。

文亀二年浦上則宗は逝去し、大徳寺は有力な後援者を失った。小宅荘三職方はその後辛じて命脈を保っていたが、戦国の争乱期を経過するなかで、有名無実の存在となっていた。年代ははっきりしないが、毛利元就の勢力が播磨国に進出する形勢を察した大徳寺が、播磨の大徳寺領の回復を元就に依頼したときの、元就からの返事が残っている。元就は大徳寺の依頼に対して、「播州之内所々御座候哉、仰之旨無余儀奉存候、雖然、彼国之事、当時此方不存候、於自然之時者、還補之儀可致助言候」と答えている。⁴²大徳寺から申越された趣旨はもともと思うが、現在はまだ播磨国は支配下に入っていないので、もし支配下に入った暁には、寺領の回復について助言しようと大徳寺の申出を受け流している。大徳寺にはもはや小宅荘三職方を回復するてではなかった。そして羽柴秀吉が播磨に進出すると、彼は天正九年三月小宅荘の中心をなす棠本村と中村（小宅中）を家臣の浅野長政に知行地として宛行⁴³った。大徳寺領としての小宅荘はここに全く解体したといえる。

六

小宅荘三職方の荘民の生活を窺う史料は、皆無に近いが、さきにあげた小宅荘の絵図からある程度のこと推察できる。この荘園の信仰の中心となったのは、十五条十四坊の十五ノ坪にある崇道社と五ノ坪にある天神社である。永和二年の小宅荘三職方内検年貢目録には、崇道社と天神社の御神楽料足として年貢のなかから五斗があてられ、さらに御頭加物として一石があてられているが、恐らく小宅荘三職方の鎮守である崇道社には、名主・百姓が神事に奉仕する当屋の制度があったことが知られる。また十五条十四坊の七ノ坪に小宅寺があるが、これは大徳寺の末寺であって、小宅荘三職方が大徳寺領となつたのち、それまであった寺を大徳寺の末寺に改編し、支配機構の一端をになわせたのであらう。明応九年の小宅荘三職方算用状には、三職の荘主が小宅寺で飲んだ正月の酒代として二百文、小宅寺坊主への正月の礼として百文が計上されて

いる。⁴⁵⁾

南北朝ごろから多くの荘園で定期的な市場の開催が見られるようになるが、小宅荘三職方でも十五条十二坊の三十ノ坪に八日市が存在し、この荘園の交換経済の中心をなしていた。小宅荘の北には山陽道が通っていたので商人の立ちよるものも多く、八日市はかなり活況を呈していたことであらう。市の在家屋敷には田五反が附属しているが、この田は年貢免除になっている。市場に居住する商人に免田が認められているといふことは、市場商人の優遇ということともに、領主の大徳寺と特殊な関係にあることを示すものであろう。応安四年の大徳寺寺用下行定文に、播州小宅荘三職方の京着土貢として三百五十貫文、夏麦三十貫文がしるされているが、⁴⁶⁾小宅荘三職方の年貢米は、恐らくこの八日市場で銭に換えて京都へ送られたのであろう。

次に注意をひくのは、十四条十六坊の十一ノ坪に散所屋敷があることである。散所は一般に農耕以外の職業に従事する人たちだといわれており、西岡虎之助氏は八日市場と結びつけて、恐らく商業に従事した人たちであらうとされている。⁴⁷⁾しかし散所を八日市場と結び付けることには若干問題があるように思う。散所屋敷は文和三年の絵図では十四条十四坊の二十四ノ坪と二十五ノ坪の一部にまたがっているが、あとで作られた絵図では、二十四ノ坪は惣荘方に組み入れられ、新しく惣荘方から三職方に編入された十四条十六坊の十一ノ坪に移されている。移転前の散所屋敷の位置が、崇道社や天神社に近いことから、これらの神社と何らかの関係をもつものではないかと思われる。

小宅荘三職方の田地は揖保川から引いた用水で養われているが、永和二年の内検年貢目録に用水に関連したものとして、溝代四反十代、井料田一反が除田のなかにみえる。⁴⁸⁾そして小宅荘を流れる用水は、さらに東にのびて弘山荘の東にある鶴荘をもうるおしていた。そのため干魃のときには両荘の間で用水紛争のおきることもあった。永正十一年は大干魃で、鶴荘では七月二十五日から横井堰に用水の番衆をおいて監視していたところ、八月一日小宅荘のものが番衆を取りこめて、二樋の下の岩取を違乱に及んだ。そこで鶴荘では斑鳩寺の鐘をならし、千二百人ばかりが二樋まで押しよせ、番衆と力を合せて岩取以下をもとの如く沙汰し、双方が和談して退散した。その後小宅荘から鶴荘に対し、小宅荘へ大勢い押しかけ、一向に面目を失ったとして、用水について強硬な申入れをした。そこで辛川弥五郎が仲人に立ち、八月五・六・七日の三日間だけ小宅荘へ用水を流す案を示した。これに対し鶴荘では先例がないので諒承し難い旨を返答したが、仲人として円満におさめるよう取計らったのだからと説得され、致し方なく用水を三日間だけ小宅荘へ与えることにした。ところが小宅荘ではなおも違乱に及び、そのうえ守護の赤松義

村のもとへ訴え出た。そこで守護は双方を置塩城へ呼び出して札明することにした。小宅荘の言分は、(一)岩取を当年七月二十五日より始め、新儀の沙汰をして、用水を恣に取られた。(二)井奉行を付け置き、番を沙汰して水を一円に取られるので、小宅荘へは用水が一向に下らず迷惑している。(三)芝を打ち、粉土でぬりふさいで、鵜荘へ水を取入れている、というのである。以上の三カ条に対し、鵜荘では(一)岩取のことは太子以来毎年変りなくやっていることで新儀ではない。(二)井奉行のことは、水を主知らずに盗取られるので、急水に及ぶときは先規より付けている。(三)粉土をもってぬりふさいだことはなく、岩取の上に藻を引きかけたままで先例に背いていない、と返答した。滞在十日間に及んだが、結局双方の言い分が喰い違っていて、裁許し難いということになり、八月二十八日双方ともに引きあげた。⁴⁹⁾

この問題はその後数年間解決をみなかったが、鵜荘の有力者円山新兵衛尉が調停に立って、永正十七年ようやく落着した。⁵⁰⁾以上断片的な史料であるが、荘民の生活がある程度かいまみることができる。

〔註〕

- (1) 日本書紀卷第三十、持統天皇四年九月の条
- (2) 正倉院文書に揖保郡少宅郷戸口秦田村君有磯の名が見える。赤穂郡については時代は少し下るが、三代実録貞観六年の条に赤穂郡大領秦造内麻呂の名が見え、長和四年の播磨国符によると、赤穂郡有年荘の寄人四十一人のうち、十一人が秦氏であった。また赤穂郡坂越には、秦河勝を祀る大避神社がある。
- (3) 大徳寺文書一卷三九号・四〇号・一六六号
- (4) 大徳寺文書二卷六五四号・六五五号
- (5) 谷岡武雄、播磨国揖保郡条坊(里)の復原と二、三の問題(史学雑誌第六一編第一号)
- (6) 条坊の呼称は、播磨では揖保郡以外にも、明石郡平野荘(性海寺文書)、印南郡大塩荘(大徳寺文書)、飾磨郡穴無郷(同文書)などに見られる。なお延喜八年の播磨国某荘別当解(平安遺文第一卷一九八号)に条坊(坊)の呼称が見えるので、条坊は播磨ではかなり早い時期から使用
- (7) 大徳寺文書二卷六五四号
- (8) 谷岡武雄、前掲論文
- (9) 西岡虎之助、守護大名領下の寺領荘園―大徳寺領播磨国小宅荘三職方―(野村博士還暦記念論文集所収)
- (10) 大徳寺文書一卷一六六号
- (11) 大徳寺文書一卷一二号・一三号・一号
- (12) 大徳寺文書一卷一七一号
- (13) 大徳寺文書一卷三六号
- (14) 大徳寺文書一卷三四号
- (15) 大徳寺文書一卷二五号
- (16) 大徳寺文書一卷三九号・四〇号
- (17) 大徳寺文書一卷七〇号
- (18) 大徳寺文書一卷七二号

- (19) 大徳寺文書一巻七二号
 (20) 大徳寺文書一巻四四号
 (21) 大徳寺文書一巻一八五号
 (22) 大徳寺文書一巻六五六号
 (23) 大徳寺文書一巻一八六号
 (24) 大徳寺文書一巻一八八号
 (25) 大徳寺文書一巻一八九号
 (26) 大徳寺文書一巻一九〇号
 (27) 大徳寺文書一巻一九一号
 (28) 大徳寺文書一巻一九二号
 (29) 大徳寺文書一巻六五八号
 (30) 大徳寺文書一巻四五号
 (31) 大徳寺文書一巻一九五号
 (32) 大徳寺文書一巻六五七号
 (33) 大徳寺文書一巻六六〇号
 (34) 大徳寺文書一巻一九八号
 (35) 大徳寺文書一巻一九九号
 (36) 大徳寺文書一巻六六八号
 (37) 大徳寺文書一巻六七六号
 (38) 大徳寺文書一巻六七四号・六七五号

大徳寺領播磨国小宅荘

- (39) 大徳寺文書二巻七〇四号
 (40) 大徳寺文書二巻六七八号
 (41) 大徳寺文書二巻六九一号
 (42) 大徳寺文書二巻三〇八号
 (43) 浅野家文書三一一号
 (44) 大徳寺文書二巻六六〇号
 (45) 大徳寺文書二巻七〇〇号
 (46) 大徳寺文書二巻一二四号
 (47) 西岡虎之助、前掲論文
 (48) 大徳寺文書二巻六六〇号、小宅荘三職方絵図によると十四条十三坊二十
 七ノ坪に井料田一反がある。
 (49) 鶴荘引付
 (50) 法隆寺文書、年会五師頼憲書状案
- 補註 (1) 竜野市役所に保管されている字限図を見ると、宮脇に「市ノ坪」とい
 う字名があり、それがちようど復元図の十五条十四坊の一ノ坪の位置
 に当たっている。
 (2) 八日市のあった十五条十二坊の三〇ノ坪にあたる位置に、八ヶ井（よ
 うかい）という字名が字限図に見え、八日市の名残を示している。